

伊丹市食育推進庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 本市の食育の推進に係る施策について、庁内連携により、効果的に取り組みを推進するため、伊丹市食育推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育推進計画の効果的な実施の方策に関すること。
- (3) その他食育の推進に関する事項

（組織）

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、健康政策課長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

（連絡会議）

第4条 委員長は、連絡会議の所掌事務の審議を行うため、その他必要があると認めるときは、連絡会議を招集する。

2 連絡会議は、委員長が主宰する。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成員以外の者を連絡会議に出席させて意見を聞き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉部保健医療推進室健康政策課が行う。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必

要な事項は、委員長が定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表第1

政策室主幹	消費生活センター長	自立相談課長	健康政策
課長	農業政策課長	保健体育課長	幼児教育推進課長
社会教育課長			